

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ (条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律に基づく<u>寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)</u>の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「<u>地方税関係情報</u>」という。)、<u>国民健康保険法(昭和33年法律192号)</u>に規定する国民健康保険被保険者 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____の資格に関する情報(以下「<u>国民健康保険関係情報</u>」という。)、<u>寒川町後期高齢者医療に関する条例(平成20年寒川町条例8号)</u>に規定する後期高齢者医療保険被保険者の資格に関する情報(以下「<u>後期高齢者医療保険関係情報</u>」という。)、_____、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者福祉手帳又は児童福祉法(昭和22年法律164号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に	～略～ (条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律に基づく<u>条例</u> _____ _____の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「<u>地方税関係情報</u>」という。)、<u>健康保険法(大正11年法律第70号)</u>若しくは<u>船員保険法(昭和14年法律第73号)</u>に規定する被保険者若しくは被扶養者、<u>国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</u>若しくは<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</u>に規定する共済組合の組合員若しくは被扶養者、<u>私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</u>に規定する共済制度の加入者若しくは被扶養者又は<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u>若しくは<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u>に規定する被保険者の資格に関する情報(以下「<u>医療保険関係情報</u>」という。)) _____ _____ _____ _____ _____、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者福祉手帳又は児童福祉法(昭和22年法律164号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に

規定する知的障害者等の資格に関する情報（以下「障害福祉関係情報」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立支援医療受給者の資格に関する情報（以下「自立支援関係情報」という。）とする。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、前条第2項に規定する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に規定するひとり親家庭等医療費の助成対象者の資格に関する情報及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、前条第3項に規定する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

4 （略）

～略～

規定する知的障害者等の資格に関する情報（以下「障害福祉関係情報」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立支援医療受給者の資格に関する情報（以下「自立支援関係情報」という。）とする。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、前条第2項に規定する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に規定するひとり親家庭等医療費の助成対象者の資格に関する情報及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、前条第3項に規定する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

4 （略）

～略～

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。